

令和7年度 鹿児島市高齢者等の新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ

鹿児島市保健所長

1. 接種対象者

- (1) 接種日時点で鹿児島市に住所を有する 65 歳以上の方
- (2) 接種日時点で鹿児島市に住所を有する 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するか、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（内部障害 1 級相当）

2. 接種回数及び接種期限

- (1) 助成を受けて接種できる回数：1 回
- (2) 接種期限：令和 8 年 3 月 31 日

3. 接種場所

委託医療機関

4. 接種料金

5, 3 0 0 円【接種料金の払い戻しはできませんので、ご注意ください。】

- ※ 対象者のうち、生活保護受給者と市県民税非課税世帯の方は無料です。
該当する方は確認書類（下記参照）を医療機関に提示してください。



裏面もご確認ください

5. 接種時に必要なもの

対 象 者	必 要 書 類
全 員	マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など（氏名、生年月日、住所を確認できるもの）
60～64 歳の方	内部障害 1 級相当が確認できるもの（身体障害者手帳、医師の診断書など）
生活保護受給者	◆生活保護受給証 ◆自立支援医療受給者証（負担区分の欄「生活保護世帯」のみ） など
市県民税非課税世帯 （世帯全員が非課税） ※①～③のいずれかの書類がある場合、④は不要です。	①介護保険料納入通知書（決定通知）又は介護保険料納入通知書（変更通知）（所得段階区分 1～3 段階） ②後期高齢者医療資格確認書（限度区分 I のみ） ③後期高齢者医療制度のマイナ保険証[オンライン資格確認]（低所得 I のみ） ④令和 7 年度 市民税・県民税 非課税証明書 市保健事業用（本庁資産税課及び各支所税務課で発行） （国民健康保険の医療限度額適用・標準負担額減額認定証や介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証は、非課税世帯の証明書類とはなりません。）

いずれか
一つを
ご準備
ください

【新型コロナウイルス感染症とは】

感染経路は、飛沫感染が中心ですが、閉鎖空間でのエアロゾル感染もあります。また、接触感染もあり得ますが、頻度は少なくなります。感染してから発症までの期間は 2～3 日の方が多く、発症すると、発熱・咳・のどの痛みなど風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

【お問い合わせ先】 鹿児島市 感染症対策課

TEL:099-803-7023 FAX:099-803-7026 8:30～17:15（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

《切り取り》

【令和7年度 鹿児島市新型コロナウイルス感染症予防接種済証】

（本人控）

（本人記入欄）

（医療機関記入欄）

住 所	鹿児島市
氏 名	
生年 月日	大正 年 月 日生 昭和

接種 医療機関名	
接種日	令和 年 月 日
メーカー/ロット	

この接種済証は、予防接種を受けたことの証明になりますので、大切に保管してください。

鹿児島市長

【予防の基本】

ワクチンの接種を受けていてもかかってしまうことがありますので、日頃から感染予防に努める必要があります。

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| ① 外から帰ったら手洗い、消毒を励行する | ④ 十分な休養、バランスの良い食事をとる |
| ② 咳やくしゃみが出る時はマスクを着用する | ⑤ 流行時には人混みや繁華街への外出を控える |
| ③ 室内では加湿器などを使用して適度な湿度を保つ | |

【新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性・効果】

オミクロン株流行下での感染を予防する効果(感染予防効果)や感染しても発症を予防する効果(発症予防効果)の持続期間が2～3か月程度と限定的である一方、発症しても重症化を阻止する効果(重症化予防効果)は、1年以上一定程度持続するとされています。

【新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応】

- 注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。
- ごく稀ではあるものの、mRNA ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。
- ごく稀ではあるものの、mRNA ワクチン接種後にギラン・バレー症候群が報告されています。接種後、手足の力が入りにくい、しびれ等の症状が現れたら速やかに医療機関を受診してください。

予防接種を受ける場合の注意点について

1. 一般的注意

予防接種は、病気に対する免疫（病気に対する抵抗力）をつけるためのものであり、体調の良い時に受けるのが原則です。

安全に予防接種を受けるために、このお知らせをよく読んで、必要性や副反応について理解しましょう。

気にかかることやわからないことがあれば、接種を受ける前に医師に質問してください。予診票は接種する医師への大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって記入してください。

2. 予防接種を受けることができない者

(1) 明らかに発熱（37.5℃を超えている）している者。

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者。

※重篤な急性疾患に罹患している場合には、疾病の進行状況が不明であり、その日は見合わせるのが原則です。

(3) 新型コロナウイルス感染症予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことのある者。

※アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起こるひどい全身性のアレルギー反応のことで、発汗、顔が急に腫れる、全身にじんましんがでるほか、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどに続き、ショック状態になるような症状がでます。

(4) その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

3. 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患を有する者。

(2) 予防接種の接種後2日以内に発熱した者及び全身に発疹が出るなどのアレルギーを疑う症状を起こした者。

(3) 過去にけいれんを起こしたことがある者。

(4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者。

(5) 新型コロナウイルス感染症予防接種の接種液に含まれる成分で、アレルギーを起こすおそれのある者。

4. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

(1) 予防接種後、30分間は、接種場所で健康状態の変化に注意し、医師とすぐに連絡をとるようにしておきましょう。急な副反応の大部分は、この間に起こると言われています。帰宅後に異常が認められた場合は、速やかに接種医に連絡してください。

(2) 1週間は副反応の出現に注意してください。

(3) 予防接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部分をこすらないでください。

(4) 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は激しい運動や、大量の飲酒は避けましょう。

5. 健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要な手続きなどについては、感染症対策課にご連絡ください。